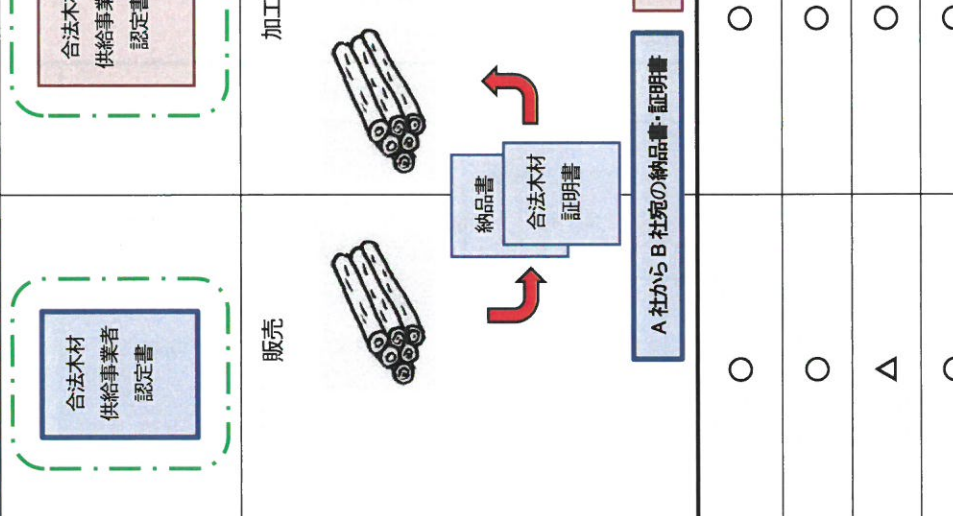






## 合法木材、都道府県別 地域材認証制度等一覧

対象県	県番号	認証制度名	対象県	県番号	認証制度名
北海道	01	北の木の家認定制度	大阪府	27	おおさか材認証制度
		北海道における新たな合法木材証明制度	兵庫県	28	兵庫県産木材証明制度 ひょうご県産木材認証制度
青森県	02	青森県産材認証制度	奈良県	29	奈良県地域認証材制度
岩手県	03	岩手県産材証明制度			奈良県産材証明制度
宮城県	04	優良品やぎ材認証	和歌山県	30	紀州材認証システム
秋田県	05	乾燥秋田スギ認証制度	鳥取県	31	鳥取県産材産地証明制度
山形県	06	県産木材「やまがたの木」認証制度	島根県	32	しまねの木認証制度
		県産木材「やまがたの木」認証制度のうちやまがた県産材集成材			高津川流域材認証システム
		やまがた県産材合板認証制度	岡山県	33	おかやまの木で家づくり支援事業
福島県	07	県産木材証明制度	広島県	34	広島県産材産地証明制度
		福島県ブランド材製品認証	山口県	35	優良県産木材認証制度
茨城県	08		徳島県	36	徳島県木材認証制度
栃木県	09	栃木県産出材証明制度	香川県	37	香川県産木材認証制度
群馬県	10	ぐんま優良木材品質認証	愛媛県	38	中予地域材認証制度
埼玉県	11	さいたま県産木材認証制度	高知県	39	こうちの木の住まいづくり助成事業
千葉県	12	ちばの木認証制度			高知県産木材トレーサビリティ制度
東京都	13	多摩産材認証制度			高知県 CO2 木づかい固定量認証制度
神奈川県	14	かながわ県産木材産地認証制度	福岡県	40	福岡県産木材証明制度(事務局：福岡県森連)
		かながわブランド県産木材品質認証制度			福岡県産木材証明制度(事務局：福岡県木連)
新潟県	15	越後杉ブランド認証制度	佐賀県	41	佐賀県産乾燥木材認証制度
富山県	16	富山県産木材製品証明			住みたい佐賀の家づくり助成事業
石川県	17	県産材産地及び合法木材証明制	長崎県	42	長崎県産木材証明制度
福井県	18	ふくいブランド材	熊本県	43	
		県産材を活用したふくいの住まい支援事業			大分県
山梨県	19	山梨県産材認証制度			
長野県	20	信州木材認証制度	宮崎県	45	
岐阜県	21	岐阜証明材推進制度	鹿児島県	46	かごしま材の証明
		ぎふ性能表示材推進制度			かごしま材の証明（認証かごしま材を用いる場合）
静岡県	22	静岡県産材証明制度			
		しずおか優良木材認証制度	沖縄県	47	
愛知県	23	愛知県産材認証機構認証制度	全国	—	FIPC（木材表示制度）
三重県	24	「三重の木」認証制度	全国	—	FSC 認証制度
		あかね材認証制度	全国	—	PEFC 森林認証制度
滋賀県	25	びわ湖材産地証明制度	全国	—	SGEC 認証制度
京都府	26	京都府産木材認証制度	全国	—	合法木材証明制度

地域材の流れ 例) 合法木材証明制度の場合

	I. 原木供給	II 製材・集成材・合板製造	III. 建材流通	IV. プレカット	VI. 施工
木材団体に 合法木材を扱う ことができる 事業者としての 登録	〇〇県森林組合 (A社) 	(有)△△製材 (B社) 	△△木材(株) (C社) 	□□プレカット(株) (D社) 	(株)〇〇工務店 (E社)
納品書 合法木材証明書	販売	加工	保管・販売	加工	<対象住宅> 
長寿命型 優良建築物型 地域材加算※ 高度省エネ型 地域材加算	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○
	△	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

○ : グループ構成員 (必須)

△ : グループのルールで地域材を使用する場合は、必須。

※ : 優良建築物型は、地域材加算なし。



実績報告時に「使用する地域材の内容が確認できる書類」として必要な書類

## 構成員、認証制度の登録と地域材の関係

### CASE 1 グループの地域材：合法木材証明制度

	地域材	I.原木供給	II.製材・集成材・合板製造	III.建材流通	IV.プレカット	VI.施工
柱 土台	地域材	A社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	B社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	C社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	D社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	E社  ＜対象住宅＞
梁・桁	地域材外	F社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	G社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員外			

梁・桁は「II.製材・集成材・合板製造」が構成員外により供給されているため地域材とならない。

### CASE 2 グループの地域材：合法木材証明制度

#### 〇〇県産材証明制度

	地域材	I.原木供給	II.製材・集成材・合板製造	III.建材流通	IV.プレカット	VI.施工
柱 土台	地域材	A社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	B社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	C社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	D社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	E社  ＜対象住宅＞
梁・桁	地域材外	A社 〇〇県産材登録事業者 〇〇県証明材 構成員	B社 〇〇県産材登録事業者 〇〇県証明材 構成員	C社 〇〇県産材登録事業者 〇〇県証明材 構成員	D社 登録なし 構成員	

梁・桁は「IV.プレカット」が〇〇県産材証明制度の登録事業者でなく対象住宅まで木材が証明されていないため地域材とならない。  
(木材の供給に関わる全ての事業者の登録が必要な〇〇県産材証明制度の場合)

### CASE 3 グループの地域材：合法木材証明制度

	地域材	I.原木供給	II.製材・集成材・合板製造	III.建材流通	IV.プレカット	VI.施工
柱 土台	地域材	A社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	B社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	C社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	D社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	E社  ＜対象住宅＞
梁・桁	地域材外 (地域材) ※	海外事業者 森林認証 CoC 登録事業者 森林認証材 構成員外	H社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員			

梁・桁は「I.原木供給」が構成員外により供給されているため地域材とならない。

※グループの適用申請書において、地域材の産地に「海外」が含まれ、原木供給事業者について「海外の事業者にあつては必要とされる本社の念書の入手が不可能であったため登録を行っていない」等の記述がある場合は、地域材に算入可となる。

# ！地域材 注意事項！

「ふるさと越後の家づくり事業」とグリーン化事業の地域材加算の併用はできません。  
ふるさと越後の家づくり事業へ補助金申請する場合も、グリーン化事業補助金申請の条件として、  
柱・梁・桁・土台の過半に地域材を使用する条件は変わりませんのでご注意ください。

実績報告時、地域材に関して下記の書類提出が必要です。  
地域材加算をしない場合でも必要です。

## ①越後杉を使用した場合

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| ・原木業者    | 県産材産地証明書・伐採届                        |
| ・製材事業者   | 越後杉ブランド認証材生産工場認証書、越後杉ブランド認証材納品書兼証明書 |
| ・流通建材店   | 納品書(越後杉以外の主要構造部も含む)                 |
| ・プレカット工場 | 納品書(越後杉以外の主要構造部も含む)                 |
| ・施工店     | 木拾い表(グリーン化事業専用)                     |

## ②合法木材を使用した場合

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| ・原木業者         | 合法木材に関する事業者認定書                    |
| ・製材事業者        | 合法木材に関する事業者認定書                    |
| ・流通建材店        | 合法木材に関する事業者認定書                    |
| ・プレカット工場      | 合法木材に関する事業者認定書                    |
| ・施工店に納品する最終業者 | 納品書(合法木材以外の主要構造部も含む)・木材木製品の合法性証明書 |
| ・施工店          | 木拾い表(グリーン化事業専用)                   |

## 合法木材供給事業者認定書

平成27年4月15日

株式会社〇〇会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇木材組合連合会  
会長 〇〇 〇〇

組合連  
合会会  
長の印

平成27年4月〇日付で申請のありました、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

### 記

団体認定番号 □□木連第\*\*\*\*号

事業者の所在地 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

事業者の名称 株式会社〇〇会社

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

認定の有効期間 平成27年4月15日から平成30年4月14日

**木材を扱った時期が、有効期間前後に近い場合は、更新前と更新後の認定書を添付してください。**

**(各種書類で扱った時期が明確である場合は、有効期間内の認定書のみで結構です。)**

**原木供給事業者 ~ 最終出荷者 まで  
地域材の木材の供給に関わった全ての事業者の  
合法木材事業者認定書を添付してください。**

# 合法木材証明書 (例 1)

出荷場所の住所、番号が合法木材事業者認定書と整合しているか確認してください。

住所が異なる場合は、出荷場所が合法木材事業者認定に含まれていることがわかる書類を添付してください。

例)事業者認定申請書及び添付書類の写し

納品日、証明日は、認定の有効期間内であることを確認してください。

## 合法木材証明書

平成 28 年 11 月 15 日

証明先を明確にしてください。

株式会社〇〇工務店 殿

対象物件を明確にしてください。

株式会社〇〇会社

東京都〇〇市〇〇町〇

TEL 042-\*\*\*-\*\*\*

団体認定番号 □□木連第\*\*\*号

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事  
 建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1  
 納品日 平成 28 年 11 月 15 日



認定書の番号と同じか確認してください。

下記の製品は、合法性・持続可能性が証明された木材・木質材を使用した製品であることを証明いたします。

合法木材である旨が明記されているか確認してください。

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台計 1.0575 ★
合計							6.0872	

合法木材証明書に、部位ごとに集計(青字)が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。

集計は合法木材証明書の写しに手書きで書き込んでも結構です。

様式 13 の B 欄 に該当する材積  
 様式 13 には、★ の材積の少数点以下第 3 位を切捨てた値を記入する。

# 合法木材証明書（例 2）：納品書を活用

## 納品書

平成 28 年 11 月 15 日

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事  
 建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1  
 納品日 平成 28 年 11 月 15 日

株式会社〇〇会社

東京都〇〇市〇〇町〇

TEL 042-\*\*\*-\*\*\*



品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台計 1.0575 ★
合計							6.0863	

この製品は、合法性・持続可能性が証明された  
 木材・木質材を使用しています。  
 団体認定番号 □□木連第 \* \* \* \* 号

様式 13 の B 欄 に該当  
 する材積  
 様式 13 には、★ の材積  
 の少数点以下第 3 位を切  
 捨てた値を記入する。

納品書に必要事項を記載して証明する場合は。

合法木材証明書（例3）：証明する木材が別紙

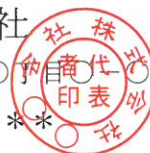
納品日と証明日が異なる場合は、証明する日も認定の有効期間内であることを確認してください。

## 合法木材証明書

平成 29 年 1 月 20 日

株式会社〇〇工務店 殿

株式会社〇〇会社  
東京都〇〇市〇〇町〇〇  
TEL 042-\*\*\*-\*\*\*  
団体認定番号 □□木連第\*\*\*号



下記の物件でを使用した木材は、合法性・持続可能性が証明された木材・木質材を使用した製品であることを証明いたします。

1. 現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
2. 建築場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1
3. 納品日 平成 28 年 11 月 15 日
4. 樹種 杉、桧
5. 木材の内訳 別紙納品明細書（NO.102030）のとおり

以上

証明する木材の内訳を別紙とする場合は、別紙がどの書類であるか明確にしてください。

「別紙のとおり」では、どの書類の木材を証明しているのか分からないことがあります。



## 納品明細書

NO.102030

平成 28 年 11 月 15 日

株式会社〇〇工務店 殿

株式会社〇〇会社

東京都〇〇市〇〇町〇〇

TEL 042-\*\*\*-\*\*\*



現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事  
 建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1  
 納品日 平成 28 年 11 月 15 日

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱 計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁 計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台 計 1.0575 ★
合計							6.0872	

様式 13 の B 欄 に該当する材積  
 様式 13 には、★ の材積の少数点以下第 3 位を切捨てた値を記入する。

**納品書（最終出荷者→施工事業者）**

出荷する会社の住所、納品先、納品日が  
合法木材証明書と整合しているか、確認  
してください。

納品書

平成 28 年 11 月 15 日

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事  
建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1  
納品日 平成 28 年 11 月 15 日

株式会社〇〇会社  
東京都〇〇市〇〇町〇〇  
TEL 042-\*\*\*-\*\*\*

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱計 2.6460 ★
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	
梁・桁	米松	105	240	4000	0.1008	2	0.2016	
梁・桁	米松	105	300	4000	0.1260	2	0.2520	
梁・桁	米松	105	360	4000	0.1512	1	0.1512	
梁・桁	米松	105	300	5000	0.1575	2	0.3150	
梁・桁	米松	105	330	5000	0.1732	1	0.1732	
梁・桁	米松	105	360	5000	0.1890	2	0.3780	梁桁計 3.8538 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台計 1.0575 ★
母屋	杉	105	105	4000	0.0441	6	0.2646	
母屋	杉	105	105	5000	0.0551	8	0.4408	
棟木	杉	120	120	5000	0.0720	2	0.1440	
小屋束	杉	105	105	2000	0.0220	12	0.2640	
垂木	米松	45	90	4000	0.0162	75	1.2150	
大引	桧	105	105	4000	0.0441	18	0.7938	
間柱	米松	45	105	3000	0.0141	128	1.8048	
合計							12.4852	

- 1
- 2
- 3 地域材外
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16

納品書に、部位ごとに集計(青字)が記載  
されている場合は、木拾表の作成は不要  
です。

集計は納品書の写しに手書きで書き込ん  
でも結構です。

様式 13 の A 欄 に該当  
する材積  
様式 13 には、★ の材積  
の少数点以下第 3 位を切  
捨てた値を記入する。

# 木拾表

(参考様式)

【地域型住宅グリーン化事業】

木拾表: 主要構造材(柱・梁・桁・土台)用

申請者社名 株式会社〇〇工務店

建築主氏名 ◆田■郎、◆田●子

部位	規 格					使用数量					備考		
	樹種	幅 (m)	厚 (m)	長 (m)	単位材積 (m <sup>3</sup> )	数量 (本)	使用材積 (m <sup>3</sup> )	内、産地証明等がなされている木材					
								該当○印	認証名称	使用本数 (本)		使用材積 (m <sup>3</sup> )	納品書番号
柱	杉	0.105	0.105	3.000	0.0330	54	1.7820	○ 合法木材	54	1.7820	1		
	杉	0.120	0.120	3.000	0.0432	12	0.5184	○ 合法木材	12	0.5184	2		
	杉	0.120	0.120	6.000	0.0864	4	0.3456	○ 合法木材			3	地域材外	
<p><b>合法木材として証明されているが、構成員外による供給である場合等、地域材でない場合は、地域材には計上しない。</b></p>													
小計							2.6460	★		2.3004	★		
梁・桁	杉	0.105	0.105	3.000	0.0330	18	0.5940	○ 合法木材	18	0.5940	4		
	杉	0.105	0.120	3.000	0.0378	12	0.4536	○ 合法木材	12	0.4536	5		
	杉	0.105	0.150	3.000	0.0472	8	0.3776	○ 合法木材	8	0.3776	6		
	杉	0.105	0.150	4.000	0.0630	8	0.5040	○ 合法木材	8	0.5040	7		
	杉	0.105	0.180	4.000	0.0756	6	0.4536	○ 合法木材	6	0.4536	8		
	米松	0.105	0.240	4.000	0.1008	2	0.2016				9		
	米松	0.105	0.300	4.000	0.1260	2	0.2520				10		
	米松	0.105	0.360	4.000	0.1512	1	0.1512				11		
	米松	0.105	0.300	5.000	0.1575	2	0.3150				12		
	米松	0.105	0.330	5.000	0.1732	1	0.1732				13		
米松	0.105	0.360	5.000	0.1890	2	0.3780				14			
小計							3.8538	★		2.3828	★		
梁・桁	<p><b>地域材とした部位ごとにまとめた集計表を作成してください。</b></p> <p><b>納品書等に、部位ごとに集計が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。</b></p>												
	<p><b>様式13のA欄及びB欄に材積を記入する際は、★の材積の少数点以下第3位を切捨てた値を記入する。</b></p>												
	小計												
	土台	桧	0.105	0.105	3.000	0.0330	12	0.3960	○ 合法木材	12	0.3960	15	
		桧	0.105	0.105	4.000	0.0441	15	0.6615	○ 合法木材	15	0.6615	16	
	小計							1.0575	★		1.0575	★	
	合計	(柱・梁・桁・土台の合計値を記入)						7.5573			5.7407		

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上を対象住宅について報告する場合はシートを追加して作成してください。

### 地域材使用量実績表【補助事業者記入用】

・対象住宅の建築主(売買契約による場合は買主)

建築主氏名	◆田■郎、◆田●子
-------	-----------

↑ 姓と名の間は文字を空けて記入してください。複数の場合は「、」で区切ってください。  
 売買契約による住宅の場合は「買主の氏名」を記入してください。

・地域材を利用する部材の使用量実績表

共通ルールで定めた 使用部位	材積								共通ルールで定めた使用割合、使用量
	対象部位毎の使用量の 合計(A)				左欄のうち「地域材」に 該当する使用量(B)				
	合計(A)	単位	合計(A)	単位	合計(A)	単位	合計(A)	単位	
柱	2	6	4	m3	2	3	0	m3	
梁	3	8	5	m3	2	3	8	m3	
桁	1	0	5	m3	1	0	5	m3	
土台				m3				m3	
合計	7	5	4	m3	5	7	3	m3	
対象木材の使用割合 (B/A×100)					7	5		%	主要構造材(柱、梁、桁、土台)の過半に地域材を使用
2									
合計									
対象木材の使用割合 (B/A×100)								%	
3									
合計									
対象木材の使用割合 (B/A×100)								%	

部位ごとの集計結果の小数点以下第3位切捨てとして転記してください。

合計は、この様式に記載した材積の計算結果としてください。

- (注1) 地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるよう記入し、グループを通して、同じような形式でまとめてください。また、交付申請時と同じ形式でまとめてください。(使用部位は、共通ルールに合わせて修正、追記してください。)
- (注2) 共通ルールで、主要構造材や羽柄材等、部位毎に「使用割合」や「使用量」を定めている場合は、共通ルールの内容に合うよう集計し記入してください。
- (注3) 地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助の加算を受ける場合は、主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する必要があります。
- (注4) 工法に応じた部位名を記載してください。在来工法の主要構造材(柱・梁・桁・土台)を他の工法で読み替える場合は、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。

在来工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦枠、上下枠	床根太、端根太 ※1	頭つなぎ	土台 ※2

※1 1階(最下階)床は含まれません。 ※2 大引は含まれません。

- (注5) 木材の使用量は、小数点以下第3位切り捨てとし、使用割合は小数点以下切り捨てとして記入してください。
- (注6) 共通ルールで「全てに使用する」「過半に使用する」「○○%以上使用する」等、**使用割合を定めている場合は**、(A)欄には対象部位の木材の全使用量を、(B)欄には(A)欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。
- (注7) 共通ルールで「○m3以上使用する」等、**使用量を定めている場合は**、(A)欄は空欄とし、(B)欄に「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。
- (注8) 共通ルールに応じて「単位」欄に、「m3」「m2」「枚」等の単位を記入してください。

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【H28】長寿命型 地域材使用量実績表(在来工法等)